



第113期 定時株主総会 招集ご通知

■日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）

■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第113期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第113期事業報告	3
第113期計算書類	25
第113期連結計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	33
第2号議案 取締役11名選任の件	34

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 **北日本銀行**

取締役頭取 佐 藤 安 紀

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、**平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
当行本店 3階 大会議室
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第113期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
2. 第113期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（43頁から44頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.kitagin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ① 株主資本等変動計算書 ② 個別注記表（計算書類の注記）
③ 連結株主資本等変動計算書 ④ 連結注記表（連結計算書類の注記）
- したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.kitagin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

第113期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅く推移し、企業収益も高い水準を維持するなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。また、当行の主な営業エリアである岩手県内経済においても、公共投資、住宅投資が前年を下回る動きとなったものの、引き続き高水準を維持し、設備投資が震災復興需要や企業業績の回復を背景として堅調な動きとなるなど、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

金融市場においては、長期金利は、日本銀行による「マイナス金利政策」が継続するなか、引き続き低水準で推移し、一時マイナス0.300%付近まで低下しましたが、その後は世界的な金利上昇や日本銀行による新たな長期金利の誘導目標（ゼロ%程度）などもあり、期末には0.065%程度まで上昇しました。日経平均株価は、英国のEU離脱決定や世界的な経済動向の不透明感などから、一時1万5千円を割り込む水準まで下落しましたが、年度後半に入ると米国新政権の経済政策への期待などから値を上げる展開となり、期末にかけては1万9千円台で推移し、平成29年3月末の終値は1万8,909円となりました。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行グループは、平成26年よりスタートした「中期経営計画『Approach』～確かな復興と、夢の実現のために～」の最終年度として、次のような施策に取り組んでまいりました。

震災復興支援関係では、営業統括部地域事業支援室「復興支援チーム」と審査部「企業支援チーム」が中心となり、営業店と一体で被災企業のニーズを的確に把握し、被災企業の販路拡大支援のための商談会の共同開催や、震災復興支援アドバイザーなどの専門家の派遣支援などにより、被災企業の復旧・復興への全面的な支援に継続して取り組みました。

地域経済の活性化に向けた取り組みでは、営業統括部地域事業支援室が中心となり、お客さま

の課題解決に向けた、多様な金融サービスの提供による金融仲介機能の発揮に取り組みました。中でも、地方創生分野においては、新たに岩手県内9市町村と「地方創生に関する連携協定」を締結したほか、「生涯活躍のまち」(CCRC)プロジェクトに取り組む雫石町と岩手県内最大の地ビール会社のマッチングに取り組み、両者の「地方創生に関する連携協定」締結をアレンジすることができました。また、医療・介護・ヘルスケア分野においては、営業統括部地域事業支援室「メディカル・ケアチーム」を中心に、お客さまの事業構想段階からの積極的に関与する経営支援体制が定着し、民間病院の建て替え案件の多くを支援するなど、地域医療の安定に貢献することができました。

個人向けサービスでは、コンビニATM連携強化のため、既に提携済みのセブン銀行ATMに加え、新たにローソンATM及びイーネットATM(ファミリーマート等に設置)との提携を開始しました。これにより、コンビニATMでの当行キャッシュカードでのお取引が24時間ご利用いただけるようになりました。また、お客さまのライフプランに応じたコンサルティング機能強化の一環として、平成28年12月に「ほけんの窓口グループ株式会社」と業務提携契約を締結し、ワンストップ型の新たな相談チャネルの構築に向けた取り組みを開始しました。

人材活用への取り組みでは、女性活躍の推進に関して、平成28年4月に「女性活躍推進計画」を策定し、女性職員が働き甲斐と仕事上の達成感を感じながら、多様な価値観とライフスタイルに合致する働き方を実現できる環境整備に取り組んでおります。また、平成28年10月には、働き方改革に関する取り組みを表彰する「いわて働き方改革AWARD2016」において、当行の「ポジティブアクション推進プロジェクト」による取り組みが評価され、個別取組部門賞を受賞しました。

店舗関係では、効率的な店舗戦略による経営資源の有効活用と一層の営業力強化を図るため、見前支店を都南支店に統合いたしました。店舗外ATMは、新たに1か所を設置する一方で、2か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は78店舗・2出張所、店舗外ATMは166か所となりました。

以上の取り組みの結果、次のような業績を収めることができました

業容面では、預金(譲渡性預金含む)は、コア預金(法人預金、個人預金)が増加したものの、公金・金融機関預金が減少したため、当連結会計年度末残高は前期比363億円減少して1兆3,509億円となりました。貸出金は、リテール貸出金(事業性貸出金、住宅ローン、その他ローン)が、住宅ローン及びその他ローンなど個人向け貸出を中心に増加したものの、地方公共団体向けやシンジケートローンなどの市場型間接貸出が、収益性に配慮した取り組みの結果減少したため、当連結会計年度末残高は前期比52億円減少し8,670億円となりました。有価証券は、国内外の投資環境や市場動向に留意した取り組みの結果、当連結会計年度末残高は前期比519億円減少し4,248億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、資金運用収益や役務取引等収益の減少などにより、前期比12億24百万円減少し239億53百万円となりました。また、経常費用は、与信関連費

用の減少などにより、前期比12億19百万円減少し196億52百万円となりました。この結果、経常利益は前期比5百万円減少し43億1百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比95百万円減少し27億24百万円となりました。

対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、東日本大震災からの復興需要という特殊要因の後押しもあり、景況感は回復基調にある一方で、少子高齢化や都市部への人口流出による生産年齢人口の減少傾向が続き、経済規模の縮小懸念が現実のものとなりつつあります。加えて、日本銀行の「マイナス金利政策」導入など、当行の経営を取り巻く環境はかつてない厳しい状況下にあります。

そのような中、当行は、親身にきめ細かくお客さまの課題解決に集中・特化しサービス価値を高めることで、他の金融機関との「違い」を際立たせ、地域での存在感を発揮し、地域のお客さまとともに、成長・発展する銀行を目指すというビジョンのもと、平成29年度からの3年間の計画期間とする「中期経営計画『F o c u s 2020』シンカ（進化・深化）する3年～すべてはお客さまの課題解決に向けて～」を策定しました。

本中期経営計画では、基本方針に「リテール金融への更なる深化」と「営業チャネルの最適化」を掲げ、お客さまのライフストーリーをよく理解し、最適なサービス・商品を提供できる切れ目のない営業体制を目指すとともに、営業体制の改革をはじめとした営業チャネルの最適化により独自性を追求し、環境変化に打ち勝つ事業モデルのシンカ（進化・深化）に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、一層のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経 常 収 益	244	248	251	239
経 常 利 益	52	46	43	43
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	27	43	28	27
包 括 利 益	36	103	18	△9
純 資 産 額	604	698	712	698
総 資 産	14,318	14,671	14,811	14,440

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	13,467	13,705	13,861	13,436
定期性預金	7,613	7,513	7,262	6,824
その他	5,853	6,192	6,598	6,612
社 債	60	60	30	30
貸 出 金	9,037	8,814	8,767	8,712
個人向け	3,240	3,262	3,321	3,406
中小企業向け	3,172	3,124	3,077	3,057
その他	2,625	2,427	2,368	2,249
商品有価証券	1	1	1	1
有 価 証 券	4,103	4,446	4,776	4,257
国 債	1,911	1,627	1,436	1,223
その他	2,192	2,818	3,340	3,034
総 資 産	14,306	14,652	14,802	14,417
内 国 為 替 取 扱 高	51,876	54,123	52,690	48,802
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 74	百万ドル 135	百万ドル 134	百万ドル 226
経 常 利 益	百万円 4,981	百万円 4,397	百万円 4,079	百万円 3,964
当 期 純 利 益	百万円 2,625	百万円 4,157	百万円 2,681	百万円 2,509
1株当たり当期純利益	円 銭 306 97	円 銭 486 16	円 銭 313 63	円 銭 293 30

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使 用 人 数	904人	7人	8人	903人	9人	8人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業39歳10ヶ月、リース業48歳8ヶ月、その他49歳6ヶ月、平均勤続年数は銀行業17年3ヶ月、リース業15年11ヶ月、その他12年2ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業
当 行

	当 年 度 末		前 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	店	うち出張所	
岩 手 県	57	(1)	58	(1)	本店営業部ほか
青 森 県	5	(一)	5	(一)	青森支店ほか
秋 田 県	4	(一)	4	(一)	秋田支店ほか
宮 城 県	11	(1)	11	(1)	仙台支店ほか
福 島 県	2	(一)	2	(一)	福島支店ほか
東 京 都	1	(一)	1	(一)	東京支店
合 計	80	(2)	81	(2)	

きたぎんビジネスサービス株式会社 ：本社（盛岡市）ほか1支店

ロ リース業

きたぎんリース・システム株式会社 ：本社（盛岡市）

ハ その他

きたぎんユーシー株式会社 ：本社（盛岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	696
リース業	—
その他	—
合計	696

- ☐ 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
きたざんビジネス サービス株式会社	岩手県盛岡市中央通 一丁目6番7号	銀行事務代行業務	昭和61年 12月15日	百万円 15	% 100.00	子会社
きたざんユーシー 株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	クレジットカード 信用保証業務	昭和63年 2月22日	20	100.00	子会社
きたざんリース・ システム株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	リース業務 計算受託業務	平成2年 2月1日	80	100.00	子会社

(注) 上記子会社3社を含めた当年度の経常収益は23,953百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,724百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ＡＴＭセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 安 紀	取締役頭取 (代表取締役) (監査部担当)		
石 塚 恭 路	専務取締役 (代表取締役) (人事部、事務 システム部、リスク 管理部担当)		
佐 藤 達 也	専務取締役 (審査部担当)		
瀬 川 光 夫	常務取締役 総務部長 (総務部、営業 統括部担当)		
柴 田 克 洋	常務取締役 (経営企画部、市 場国際部担当)		
太 田 稔	取締役 (社外役員)	学校法人盛岡大学 理事長	
村 田 嘉 一	取締役 (社外役員)		
高 橋 義 則	取締役 人事部部長		
藤 田 克 弘	取締役 東京支店 兼東京事務所 長		
坂 本 篤 志	取締役 営業統括部 長		
樋 澤 正 光	常勤監査役		
菊 池 敬	常勤監査役		

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴 田 義 春	監 査 役 (社 外 役 員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山 添 勝 寛	監 査 役 (社 外 役 員)	株式会社岩手日報社 顧問	
小笠原 弘 治	監 査 役 (社 外 役 員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	
(当事業年度中に退任した役員)			
北 久 雄	常 勤 監 査 役		平成28年5月13日 辞任により退任

- (注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、取締役太田稔及び村田嘉一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
4. 当事業年度中に新たに就任した監査役
平成28年6月24日開催の第112期定時株主総会において、菊池敬氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	167 (57)
監 査 役	6名	36
計	16名	203 (57)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成28年5月13日辞任により退任した監査役1名を含んでおります。
3. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額
取締役 8名 20百万円
 - (2) 株式報酬型ストックオプション報酬額
取締役 8名 36百万円
- なお、報酬以外の金額を括弧内に内書表示しております。
4. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
5. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与28百万円を含んでおりません。
6. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
- (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
 - (2) 年額60百万円（平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に對し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認いただいております。
7. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
8. 上記のほか、平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会における退職慰労金の打ち切り支給に関する決議に基づき、当事業年度中に次のとおり支給しております。
- 退任監査役 1名 54百万円

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
太 田 稔	学校法人盛岡大学理事長
村 田 嘉 一	該当事項はありません。
柴 田 義 春	第一商事株式会社代表取締役社長
山 添 勝 寛	株式会社岩手日報社顧問
小笠原 弘 治	株式会社マルイチ代表取締役会長

(注) 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が顧問を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
太 田 稔	14年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
村 田 嘉 一	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
柴 田 義 春	12年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山 添 勝 寛	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。
小笠原 弘 治	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に掲げる内容に対する意見はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	名 称 (新株予約権の割当日)	新株予約 権 の 数	目的となる 株式の種類 及 び 数	行使期間	権利行使 価 額 (1株当たり)	新株予約権等 を有する者の 人 数
取 締 役 (社外役員を除く)	第 1 回株式報酬 型 新 株 予 約 権 (平成25年7月8日)	149個	普通株式 14,900株	平成25年7月9日 ～ 平成55年7月8日	1 円	7 名
	第 2 回株式報酬 型 新 株 予 約 権 (平成26年7月9日)	129個	普通株式 12,900株	平成26年7月10日 ～ 平成56年7月9日	1 円	8 名
	第 3 回株式報酬 型 新 株 予 約 権 (平成27年7月8日)	109個	普通株式 10,900株	平成27年7月9日 ～ 平成57年7月8日	1 円	8 名
	第 4 回株式報酬 型 新 株 予 約 権 (平成28年7月11日)	154個	普通株式 15,400株	平成28年7月12日 ～ 平成58年7月11日	1 円	8 名
社外取締役	—	—	—	—	—	—
監 査 役	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 権利行使についての主な条件

新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 下 田 栄 行 代表社員 林 謙 志	37	監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は37百万円であります。

2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針（平成27年5月13日取締役会決議）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
 - (2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
 - (3) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
 - (4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
 - (5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
 - (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
 - (7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
 - (2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
 - (3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
 - (4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。

- (5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定期的（原則として月1回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
- (2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - イ 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
 - 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
 - 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
 - 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
 - ロ 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。
- (2) 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

9. 当行の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - イ 取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
 - ロ 取締役及び使用人は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。
- ハ 監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

二 内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。

ホ 監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。

- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
- (2) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
- (3) 監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

体制の運用状況の概要

当事業年度においては、各種法令・規程等に則り以下のとおり運用いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

コンプライアンス態勢及び反社会的勢力等の排除態勢の徹底を目的にコンプライアンス委員会の毎月開催及び反社会的勢力等対策委員会の8回開催、内部通報制度の周知徹底を目的にコンプライアンスミーティングの1回開催、内部監査部署による法令等遵守態勢の適切性・有効性監査の実施及び取締役会への結果報告を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

係る情報の記載された文書の保存・管理については、保管部署・保存期間のほか保管方法・場所、廃棄方法について明確化し、適切な運用に努めました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

取締役会は半期毎に策定されたリスク管理方針及び重点施策、前期評価についてリスク管理統括部署より報告を受け審議しました。

また、各種リスクの状況の把握・管理を目的にリスク管理委員会の毎月開催、内部監査部署によるリスクマネジメント態勢の適切性・有効性監査の実施及び取締役会への結果報告を実施しました。

代表取締役を危機対応実行責任者とする緊急危機対策本部を2回設置し、情報の収集・管理・規則、情報の分析または評価、危機対策の実施、広報の実施、復旧対策の実施、緊急危機対応の終息確認などを実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会を毎月開催し経営上の重要事項の意思決定を行い、加えて常務取締役以上の役付取締役で構成される常務会を原則として毎週、また必要に応じ随時開催し、機動的に業務執行について協議・決議を行いました。

また、明確化された業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を基本に、当行業務の円滑かつ効率的な運営を図りました。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制について

当行グループの業務の運営円滑化及び適正性確保を目的にグループ社長会の毎月開催、子会社を含めた統合的リスク管理を目的にリスク管理委員会の毎月開催、当行内部監査部署による子会社のコンプライアンス態勢・リスク管理態勢の適切性・有効性監査及び取締役会への結果報告などを実施しました。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制について

整備された財務報告の適切性・信頼性を確保するための内部管理体制を運用しました。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

当事業年度においては、監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）の設置を要請していないため補助職員は設置しておりませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たっております。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当事業年度においては、監査役が補助職員の設置を要請していないため補助職員は設置しておりませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役より指示を受けた業務について監査役の指揮命令に従っております。

9. 当行の監査役への報告に関する体制について

監査役は、全取締役に対する法令等に基づく監査役への報告義務事項の有無の確認を2回実施したほか、業務執行状況確認を目的に稟議書等重要文書の閲覧、重要な会議への出席及び報告請求、毎月の内部監査部署の監査結果報告受領及び情報交換を実施しました。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

コンプライアンス統括部署による役職員への報告制度周知徹底を目的にコンプライアンスミーティングの2回実施のほか、監査役による報告制度の運用状況の監視・検証及びその有効性確認を行う体制を構築し運用しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役より半期毎に予算申請された監査費用や費用の前払いの請求について、監査費用の予算計上及び費用の前払いの速やかな処理を行いました。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

意見交換等を目的に代表取締役の監査役会への2回出席、情報共有及び連携強化を目的に監査役会及び会計監査人との情報・意見交換会の2回開催、そのほか監査役の要求に基づく弁護士等専門家への依頼体制の構築など、監査役監査の実効性を確保する体制を構築し運用しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第113期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目				金 額	科 目				金 額
(資 産 の 部)					(負 債 の 部)				
現 金	預 け	金		119,978	預 金		金		1,343,619
現 預 け		金		26,563	当 座 預 金		金		34,304
コ ー ル 口 一		金		93,414	普 通 預 金		金		601,868
買 入 金 一		ン		1,541	貯 蓄 預 金		金		14,192
商 品 有 価 証		権 券		357	通 知 預 金		金		4,681
商 品 国 信 託		債 券		137	定 期 預 金		金		672,095
金 銭 の 信 託		債 券		137	定 期 預 金		金		10,309
有 価 証		券 債		573	そ の 他 の 預 金		金		6,167
国 債		債 券		425,786	譲 渡 性 預 金		金		9,000
地 方 債		債 券		122,317	そ の 他 の 負 債		債		3,000
社 会 債		債 券		114,600	未 払 法 人 税 等		債		8,486
株 式 金		形 付 付 越 替		82,377	未 払 費 収 入 益		金		396
そ の 他 の 証 金		形 付 付 越 替		16,670	前 払 受 取 金		金		889
貸 引 手 貸 付		形 付 付 越 替		89,820	従 業 員 預 り 備 金		金		303
割 引 手 貸 付		形 付 付 越 替		871,236	給 付 産 除 去 の 負 債		金		331
手 証 書 座		形 付 付 越 替		3,132	賞 与 引 当 金		金		1
外 国 為 替		形 付 付 越 替		24,190	役 員 賞 与 引 当 金		金		168
外 国 店 預 け		形 付 付 越 替		76,704	退 職 給 付 引 当 金		金		6,395
そ の 他 の 資 産		形 付 付 越 替		76,207	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		金		332
前 未 払 取 費 収 入 益		形 付 付 越 替		413	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		金		20
そ の 他 の 派 生 の 商 資 産		形 付 付 越 替		393	支 払 承 諾 計		金		1,798
有 形 固 定 資 産		形 付 付 越 替		19	負 債 の 部 合 計		金		2,358
建 設 仮 勘 定 資 産		形 付 付 越 替		17			金		4,991
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		形 付 付 越 替		1,068			金		1,373,701
無 形 固 定 資 産		形 付 付 越 替		0			金		7,761
ソ フ ト ウ ェ ア		形 付 付 越 替		5,429	資 本 本 剰 余 金		金		4,989
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		形 付 付 越 替		16,773	資 本 本 準 備 金		金		4,989
前 繰 延 払 倒 引 当 金		形 付 付 越 替		3,039	利 益 剰 余 金		金		44,206
貸 倒 引 当 金		形 付 付 越 替		12,198	利 益 準 備 金		金		3,500
		形 付 付 越 替		58	そ の 他 の 利 益 剰 余 金		金		40,705
		形 付 付 越 替		1,477	圧 縮 積 立 金		金		221
		形 付 付 越 替		1,039	別 途 積 立 金		金		37,840
		形 付 付 越 替		984	繰 越 利 益 剰 余 金		金		2,643
		形 付 付 越 替		54	自 己 株 式		金		△776
		形 付 付 越 替		616	株 主 資 本 合 計		金		56,180
		形 付 付 越 替		490	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		金		6,551
		形 付 付 越 替		4,991	土 地 再 評 価 差 額 金		金		5,138
		形 付 付 越 替		△8,742	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		金		11,690
		形 付 付 越 替			新 株 予 約 権		金		135
		形 付 付 越 替			純 資 産 の 部 合 計		金		68,005
資 産 の 部 合 計		金 額		1,441,707	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		金 額		1,441,707

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(单位：百万円)

[illegible]

第113期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	120,028	預 金	1,341,949
コールローン及び買入手形	1,541	譲 渡 性 預 金	9,000
買 入 金 銭 債 権	357	借 用 金	633
商 品 有 価 証 券	137	社 債	3,000
金 銭 の 信 託	573	そ の 他 負 債	9,817
有 価 証 券	424,809	賞 与 引 当 金	342
貸 出 金	867,099	役 員 賞 与 引 当 金	20
外 国 為 替	413	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,924
リース債権及びリース投資資産	6,210	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5
そ の 他 資 産	8,152	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	95
有 形 固 定 資 産	16,791	ポ イ ン ト 引 当 金	9
建 物	3,039	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,358
土 地	12,198	支 払 承 諾	4,991
建 設 仮 勘 定	58	負 債 の 部 合 計	1,374,146
その他の有形固定資産	1,494		
無 形 固 定 資 産	1,054	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	998	資 本 金	7,761
その他の無形固定資産	55	資 本 剰 余 金	4,989
退 職 給 付 に 係 る 資 産	125	利 益 剰 余 金	46,472
繰 延 税 金 資 産	777	自 己 株 式	△776
支 払 承 諾 見 返	4,991	株 主 資 本 合 計	58,446
貸 倒 引 当 金	△9,063	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,552
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,138
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△418
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	11,272
		新 株 予 約 権	135
		純 資 産 の 部 合 計	69,854
資 産 の 部 合 計	1,444,000	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,444,000

第113期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		23,953
資金運用収益		16,677
貸出金利息		12,596
有価証券利息配当金		3,968
コールローン利息及び買入手形利息		20
預け金利息		81
その他の受入利息		10
役務の取引等収益		2,561
役務の他の業務収益		2,880
役務の他の経常収益		1,834
償却債権取立益		262
その他の経常収益		1,572
経常費用		19,652
資金調達費用		512
預金性預金利息		464
渡用金利息		1
借入債権利息		10
社員の他の支払利息		34
役務の取引等費用		1
役務の他の業務費用		2,226
役務の他の経常費用		2,535
の貸倒引当金繰入額		13,746
その他経常費用		632
その他経常費用		26
その他経常費用		606
経常利益		4,301
固定資産処分損失		204
減損損失		22
税金等調整前当期純利益		182
法人税、住民税及び事業税		786
法人税等調整額		585
法人税等合計		4,096
当期純利益		1,372
親会社株主に帰属する当期純利益		2,724
		2,724

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 北日本銀行
取締役 会 御中

北 光 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 下 田 栄 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 林 謙 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 北日本銀行
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 下 田 栄 行 ㊞
業 務 執 行 社 員代 表 社 員 公 認 会 計 士 林 謙 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 北日本銀行 監査役会

常勤監査役 樋 澤 正 光 ㊞

常勤監査役 菊 池 敬 ㊞

社外監査役 柴 田 義 春 ㊞

社外監査役 山 添 勝 寛 ㊞

社外監査役 小笠原 弘 治 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円 配当総額256,650,060円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日（月曜日）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、透明性および公正性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会への 出席状況
1	再任 佐 ^さ 藤 ^{とう} 安 ^{やす} 紀 ^{のり}	取締役頭取	100% (12回／12回)
2	再任 柴 ^{しば} 田 ^た 克 ^{かつ} 洋 ^{ひろ}	常務取締役	100% (12回／12回)
3	再任 石 ^{いし} 塚 ^{づか} 恭 ^{まさ} 路 ^{みち}	専務取締役	100% (12回／12回)
4	再任 佐 ^さ 藤 ^{とう} 達 ^{たつ} 也 ^や	専務取締役	100% (12回／12回)
5	再任 瀬 ^せ 川 ^{がわ} 光 ^{みつ} 夫 ^お	常務取締役	100% (12回／12回)
6	再任 社外独立 太 ^{おお} 田 ^た 稔 ^{みのる}	社外取締役	100% (12回／12回)
7	再任 社外独立 村 ^{むら} 田 ^た 嘉 ^か 一 ^{いち}	社外取締役	100% (12回／12回)
8	再任 藤 ^{ふじ} 田 ^た 克 ^{かつ} 弘 ^{ひろ}	取締役	100% (12回／12回)
9	再任 坂 ^{さか} 本 ^{もと} 篤 ^{あつ} 志 ^し	取締役	100% (12回／12回)
10	新任 杉 ^{そま} 顕 ^{あきら}	—	—
11	新任 下 ^{しも} 村 ^{むら} 弘 ^{ひろし}	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
1	さとう やす のり 佐藤 安紀 (昭和20年2月11日) 再任	昭和43年4月 当行入行 平成7年6月 当行取締役総務部長 平成9年6月 当行常務取締役 平成11年4月 当行取締役頭取（現任） (監査部担当)	10,800株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤安紀氏につきましては、平成11年4月の取締役頭取就任以来、経営全般に対する卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者佐藤安紀氏との間には、特別の利害関係はありません。		
2	しば た かつ ひろ 柴田 克洋 (昭和36年6月22日) 再任	昭和59年4月 当行入行 平成14年4月 当行経営企画部長 平成24年6月 当行取締役経営企画部長 平成27年4月 当行取締役頭取付 平成27年6月 当行常務取締役（現任） (経営企画部、市場国際部担当)	2,173株
	【取締役候補者とした理由】 柴田克洋氏につきましては、平成24年6月の取締役就任以来、特に経営企画部門を統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者柴田克洋氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	いし づか まさ みち 石 塚 恭 路 (昭和35年4月18日) 再 任	昭和59年4月 当行入行 平成19年6月 当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセン ター長 平成20年4月 当行取締役仙台支店長 平成21年5月 当行取締役 平成21年6月 当行常務取締役 平成23年5月 当行常務取締役営業統括部長 平成25年4月 当行常務取締役 平成27年6月 当行専務取締役（現任） （人事部、事務システム部、リスク管理 部担当）	2,600株
		【取締役候補者とした理由】 石塚恭路氏につきましては、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、平成19年6月の取締役 就任以来、本部・営業店においてリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正か つ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願 いするものであります。	
		【特別の利害関係】 当行と候補者石塚恭路氏との間には、特別の利害関係はありません。	
4	さ とう たつ や 佐 藤 達 也 (昭和34年2月4日) 再 任	昭和56年4月 当行入行 平成21年6月 当行取締役人事部長 平成24年6月 当行常務取締役人事部長 平成24年10月 当行常務取締役 平成25年4月 当行常務取締役リスク管理部長 平成27年4月 当行常務取締役 平成27年6月 当行専務取締役（現任） （審査部担当）	2,800株
		【取締役候補者とした理由】 佐藤達也氏につきましては、平成21年6月の取締役就任以来、特に人事・コンプライアンス部門を 統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、 経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。	
		【特別の利害関係】 当行と候補者佐藤達也氏との間には、特別の利害関係はありません。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数	
5	せ がわ みつ お 瀬 川 光 夫 (昭和31年11月26日) 再 任	昭和50年 4 月 当行入行 平成19年 6 月 当行取締役本店営業部長 平成23年 4 月 当行取締役総務部長 平成24年 4 月 当行取締役頭取付 平成24年 6 月 当行常務取締役総務部長 平成25年 4 月 当行常務取締役 平成28年 6 月 当行常務取締役総務部長（現任） (総務部、営業統括部担当)	1,900株	
		【取締役候補者とした理由】 瀬川光夫氏につきましては、長年にわたり当行の営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成19年6月の取締役就任以来、営業統括、総務部門を統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者瀬川光夫氏との間には、特別の利害関係はありません。		
6	おお た みのる 太 田 稔 (昭和5年7月19日) 再 任 社 外 独 立	昭和58年 3 月 岩手医科大学歯学部教授 平成 8 年 4 月 岩手医科大学名誉教授 平成 9 年 8 月 学校法人盛岡大学理事 平成10年 4 月 盛岡大学・盛岡大学短期大学部学長 平成14年 6 月 当行取締役（現任） 平成23年10月 学校法人盛岡大学理事長（現任）	5,800株	
		【社外取締役候補者とした理由】 太田稔氏につきましては、大学の理事長として培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
		【就任期間】 太田稔氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって15年であります。		
		【特別の利害関係および独立性】 当行と候補者太田稔氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
7	むら た か いち 村 田 嘉 一 (昭和16年3月6日) 再 任 社 外 独 立	昭和38年4月 株式会社日立製作所入社 平成9年6月 同社取締役財務部長 平成11年4月 同社専務取締役財務部長 平成13年6月 日立キャピタル株式会社代表取締役社長 平成18年6月 株式会社日立製作所名誉顧問 平成20年4月 学校法人明治大学理事 平成23年6月 当行取締役（現任）	2,600株
	【社外取締役候補者とした理由】 村田嘉一氏につきましては、株式会社日立製作所専務取締役退任後、日立キャピタル株式会社代表取締役社長を務められており、日立グループ金融中核企業において培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
	【就任期間】 村田嘉一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と候補者村田嘉一氏との間には、特別の利害関係はありません。		
8	ふじ た かつ ひろ 藤 田 克 弘 (昭和33年12月2日) 再 任	昭和56年4月 当行入行 平成20年10月 当行審査部長 平成25年4月 当行本店営業部長 平成25年6月 当行取締役本店営業部長 平成26年10月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長（現任）	1,600株
	【取締役候補者とした理由】 藤田克弘氏につきましては、長年にわたり営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成25年6月の取締役就任以来、営業店運営に携わりリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者藤田克弘氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
9	さか もと あつ し 坂 本 篤 志 (昭和34年 9月19日) 再 任	昭和58年 4 月 当行入行 平成21年 5 月 当行大通支店長 平成25年 4 月 当行営業統括部長 平成26年 4 月 当行営業統括部長兼地域事業支援室長 平成26年 6 月 当行取締役営業統括部長兼地域事業支援 室長 平成27年 4 月 当行取締役営業統括部長（現任）	600株
	【取締役候補者とした理由】 坂本篤志氏につきましては、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、平成26年6月の取締役就任以来、引き続き営業統括部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任を願います。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者坂本篤志氏との間には、特別の利害関係はありません。		
10	そま あきら 杣 頭 (昭和36年 4月26日) 新 任	昭和59年 4 月 当行入行 平成18年 4 月 当行松園支店長 平成20年10月 当行秋田支店長 平成22年 6 月 当行市場国際部長（現任）	700株
	【取締役候補者とした理由】 杣頭氏につきましては、長年にわたり営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成22年6月から、市場金融部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任を願います。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者杣頭氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
11	しもむらひろし 下村 弘 (昭和41年11月22日) 新任	平成 2 年 4 月 当行入行 平成20年10月 当行秘書室長 平成24年 4 月 当行水沢支店長 平成27年 4 月 当行経営企画部長（現任）	600株
	【取締役候補者とした理由】 下村弘氏につきましては、長年にわたり営業店運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成27年4月から、経営企画部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者下村弘氏との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 太田稔および村田嘉一の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、太田稔および村田嘉一の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

以 上

【ご参考】

社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループという）の役職員
2. 当行への出資比率が5 %以上の大株主又はその業務執行者（注1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2 %を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1 %を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間ににおいて上記1 から5 までのいずれかに該当していた者
7. 上記1 から6 までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

（注1）

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp/>) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
ウェブサポート専用ダイヤル
受付時間

日本証券代行株式会社 代理人部
0120-707-743（フリーダイヤル）
9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場

北日本銀行本店 3階 大会議室

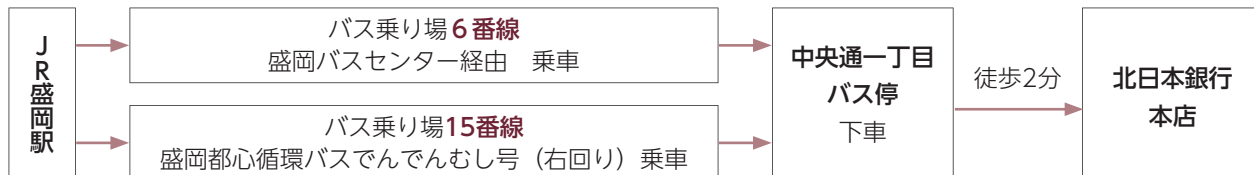
岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。